

## 答 申

### 第1 審査会の結論

- 1 千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に平成27年5月28日付け千葉市指令保精第10号により通知した公文書の全部開示決定に対し異議申立人が実施機関に提出した平成27年6月22日付け異議申立書に係る異議申立てについて、実施機関が行った当該全部開示決定は、妥当である。
- 2 実施機関が異議申立人に平成27年5月28日付け千葉市指令保精第10号の2により通知した公文書の部分開示決定に対し異議申立人が実施機関に提出した平成27年6月24日付け異議申立書に係る異議申立ては、これを却下すべきである。

### 第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

#### 1 公文書開示請求

異議申立人は、平成27年5月15日付けで、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「昨今、精神科医が精神保健指定医の指定を不正に取得した問題で、千葉市は、精神保健指定医の指定を取り消された精神科医が千葉県内の強制入院に関与していたと発表した。その件に関する情報一切、および、それにかかる不正請求等に関する情報一切。」の開示を求める公文書開示請求書を提出し、実施機関は、同日これを收受した。

#### 2 開示決定

実施機関は、別表の文書1については全部開示決定を、同表の文書2及び文書3については同表の不開示とした部分の欄に掲げる情報が記録されている部分をそれぞれ該当条文の欄に掲げる条項に該当するとして不開示とし、その余の部分を開示とする部分開示決定を行い、それぞれ、平成27年5月28日付け千葉市指令保

精第10号及び同日付け千葉市指令保精第10号の2により、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った上記2の全部開示決定及び部分開示決定を不服として、全部開示決定に対しては平成27年6月22日付けで、部分開示決定に対しては同月24日付けで、それぞれ実施機関に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立書を提出し、実施機関は、それぞれ同月25日にこれを収受した。

なお、上記のとおり異議申立書は2件提出されているが、異議申立人は両者を併合して諮問・審議することを求めている。

### 4 異議申立人と実施機関による協議

異議申立てがあった後、異議申立人と実施機関が協議し、実施機関から異議申立人に対して不開示部分の理由の詳細説明を行った上で、異議申立人が「情報の探索が不十分」であるなど主張する点について、どのような文書を意図しているのかなどについて協議を行った。

### 5 公文書の特定の追加

上記4の協議を踏まえ、実施機関は、別表の文書4ないし文書9を本件開示請求に係る対象文書として新たに特定し、別表の不開示とした部分の欄に掲げる情報が記録されている部分をそれぞれ該当条文の欄に掲げる条項に該当するとして不開示とし、その余の部分を開示とする部分開示決定を行った上で、後述する諮問までの間に、異議申立人にこれらの文書を送付した。

なお、当該部分開示決定の通知については、改めて平成27年5月28日付け千葉市指令保精第10号の2を送付する形で行った。

### 6 諮問

千葉市長は、条例第19条の規定に基づき、平成27年9月8日付け27千保精第794号により、本審査会に諮問した。

## 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書等の提出書類及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨

は、次のとおりである。

## 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、対象情報をさらに特定して全部開示を求めるものとして平成27年5月28日付け千葉県指令保精第10号による全部開示決定処分の取消しを求め、及び不開示部分の開示を求めるものとして平成27年5月28日付け千葉県指令保精第10号の2による部分開示決定処分の取消しを求めるものである。

## 2 異議申立ての理由

### (1) 条例第7条第2号非該当性

ア 千葉市長が措置権者であり、強制入院の対象者が千葉市民なのか否かを主権者に説明する責任を果たすため、措置入院となった対象者の住所は市町村名まで開示すべきである。また、診断名は、氏名と住所等を非開示とすれば、これを開示しても個人を特定できず個人の権利利益を害することにもならない。

イ 陳述者及び診察に立ち会った者については、氏名と連絡先等を非開示とすれば特定個人を識別することもできず、個人の権利利益を害することもないので、これらの者の続柄は開示すべきである。

ウ 精神保健指定医（以下「指定医」という。）の債権者番号、郵便番号、住所、指定医証の番号及び交付年月日は、特別公務員の職務遂行の内容で、強制的精神医療の内容に係るものであり、説明責任の観点からも条例第7条第2号ただし書アイウ全てに該当する。

エ 報道機関の記者名については、一般に、報道記事には記者が記名することになっているため説明責任の観点からも条例第7条第2号ただし書アに該当する。そして、NHKは放送法（昭和25年法律第132号）の規定に基づく特殊法人であり、公共団体であることから説明責任が高まるとともに、NHK情報公開規程によって、当該情報を開示する旨が規定されているため、同号ただし書アに該当する。

オ 公文書の文書番号や日付は、個人に関する情報でさえないことから、条例第7条第2号に該当しない。

カ 公文書の文書番号や日時、診察医の氏名、診察場所、病院名、入院先医療機関、取扱い保健所名、引渡先、主治医氏名について、実施機関は間接的に対象者が特定されることを懸念している。しかしながら、他の自治体における本件同様の開示請求の事例では、保健所名、診察医の氏名、主治医氏名、病院名等は開示されているが、実施機関が表明するおそれは現実のものとなっていない。

また、本件処分において、警察署名、立ち会った市の職員の氏名は開示されているが、これによって、対象患者は特定されていない。そして、当該情報は、すでに対象者を特定している人間であれば開示を経なくとも知っているか、周囲の人間に聞くなどして正当かつ容易に知ることができるものである。このような場合には、当該情報は開示すべきであるという答申がある。

間接的に患者の個人情報を開示することを回避するためと言っているものの、指定医の氏名を開示したくないからであって、対象患者の個人情報という弁明は口実である。すでに開示になった情報、すでに報道等で公表されている情報とこれらの情報を組み合わせても、一般の人には対象者を特定することができず、特定することができる立場の人間は、患者の家族や担当の医療者といったすでに患者を特定することができる人のみである。

当該指定医の氏名は、厚生労働省のプレスリリースや、マスメディアによっても公表されており、他の自治体においても、指定医の氏名、印影、診断日、診察日時、診察に立ち会った職員氏名、「行政庁の措置」欄の記載内容、診断書の様式は、開示することとなっていることから、当該指定医の氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

キ 医師が指定医であるか否かであるという情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）で請求すれば、開示される情報である。

また、指定医が診察のため、対象者の居住する場所に立ち入る場合には、身分を示す証票を携帯し、本人や関係人の請求のあるときは提示しなければならないとされているが、病院において診察を行う場合も、通常、求められればこれに準じた取扱いが行われていること、指定医の職務全般に診療録記載義務が課されていることなどを踏まえれば、指定医の氏名等は、公表しても、社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報ではない。したがって、条例第7条第2号ただし書全てに該当する。

さらに、内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申によると、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）の各規定によって指定医という特別公務員が公権力の行使をするに当たって、職務職責が極めて重大であり、その立場は、当該職務を遂行するに必要な知識及び技能を求められる高度な専門職であって、社会的責任が極めて強大な公的性格があると認められるとした。そして、指定医の判断は、人の自由に対する権利に著しい制限を加える性質があるから、社会的責任が重大であり、社会が指定医に十分な専門性を期待することは当然であり、したがって、指定医が十分な専門性を有しているかという情報は、広く一般に公にさ

れていることが求められているというべきとしている。

ク 世に激震が走った聖マリアンナ医科大学の指定医の不正取得事件は、いわゆる精神障害者や知的障害者に限らず、我が国で生活する人間全体の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であり、第2号ただし書イに該当する。実施機関は、本件を個別案件であり、患者の個人情報等を公にする必要はないと主張したが、ただし書イに当たるか否かの判断は、対象情報が個別案件であるか否かで左右される性質のものではない。指定医や病院の情報は患者の個人情報ではなく指定医という公務員側の情報である。

ケ 指定医は、精神保健福祉法第19条の4第2項が指定する国家公務員及び地方公務員であり、精神保健福祉法第19条の4第2項の職務遂行の内容に係る情報は、氏名とともに、第7条第2号ただし書ウに該当する。

## (2) 条例第7条第6号非該当性

実施機関は、「そもそも診察を引き受けることが可能な指定医が少なく、措置診察の実施に苦慮している現状がある」と主張しているが、千葉市は、十分な指定医数を確保している千葉県と比べても人口に対する指定医の割合が約2.42倍であり、指定医数は十分と言える。

また、実施機関は、指定医の氏名を公にすることにより、「精神疾患を有する患者や措置診察を受けた者から関係者が不当な問い合わせや圧力、干渉等が発生すること及びその「不当な問い合わせや圧力、干渉等を懸念して、指定医となるべき者が、今後の措置診察依頼の受入れをためらったり、また、措置診察を行った場合においても、診察の公正な判断に支障が出る」ことを懸念している。しかし、指定医やその関係者への問い合わせ、職務の改善や謝罪等の要望、行政交渉は、精神疾患を有する患者等の基本的人権であるが、実施機関は、どのようなものを「不当な問い合わせや圧力、干渉等」と考えているかを説明していただきたい。

精神保健福祉法第19条の4の第3項により、措置診察は義務とされており、措置診察依頼の受入れをためらうという事態は生じ得ない。

## (3) 条例第9条該当性

精神保健指定医は、たとえ普段は民間病院に勤務していたとしても、精神保健福祉法第19条の4第2項の規定による特別職の公務員であり、対象者の意思に反して人権を制限して強制的に対象者を拘束し監禁し入院加療させる強大な法的権限を持っているのであるから、条例第9条の規定に基づく、公益上の理由に

よる裁量的開示を行うべきである。

#### (4) 公文書の特定

ア 情報の検索が不十分であるか、又は、対象情報が情報公開の対象外であると判断することが違法である。

イ 「聖マリアンナ医科大学は、指定医に上乘せされる診療報酬について、不当に受け取った分については、自主返還を検討する」と新聞報道されている。ゆえに、千葉市と聖マリアンナ医科大学で、自主返納や報酬の取扱いについて公文書で遣り取りをした可能性がある。本件の担当課以外も確認されたい。

ウ 他の自治体と比較すると、強制入院の要否判定に関与した聖マリアンナ医科大学の元指定医の勤務先等職歴に関する公文書が特定されていない。

エ 精神保健福祉法による手続から、少なくとも、千葉市のいずれかの保健所に存在する公文書のうち、本件開示請求の内容を満たす公文書が存在すると言える。また、精神保健福祉法の規定による処分又は公権力の行使に対する不服申立ては千葉市精神医療審査会に対して行うものであり、その事務局が千葉市こころの健康センターであることから、当該センターも本件対象文書を保有していると考えられる。

したがって、当該保健所及び当該センターを本件開示請求の担当課に加え、本件の答申を踏まえた上で改めて開示決定等を示すべきである。

### 3 その他の主張

#### (1) 教示の不備

全部開示の決定通知書に教示文がないことは、不服申立てをしようとする開示請求者に、全部開示決定に対しては文書の特定等について不服申立てができないと思わせる効果があるため、全部開示決定に対して不服申立てをする権利を侵害しており、違法・不当である。

#### (2) 理由説明書を作成した実施機関職員の氏名の欠落

実施機関は、理由説明書を実際に作成した職員及び理由説明書の責任者の氏名を記載していなかった。行政の説明責任を果たすべく、本件でも明らかにするとともに、今後は理由説明書に記載すべきである。

## 第4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

## 1 本件公文書について

実施機関は、指定取消処分を受けた医師が関与した措置入院手続に係る決裁5件（別表の文書2ないし文書6）、当該措置診察実施による報償費の支出に係る決裁1件（別表の文書7）、聖マリアンナ医科大学病院からの該当医師の有無の照会、回答に係る決裁1件（別表の文書8）、指定取消処分を受けた医師による千葉市の措置診察実施状況についての広報連絡書1件（別表の文書1）、指定取消に係る千葉市の対応についての取材報告書1件（別表の文書9）を、開示請求に係る対象文書として特定した。

## 2 部分開示決定を行った理由について

### (1) 条例第7条第2号該当性について

ア 部分開示決定において、条例第7条第2号に該当するものとして不開示とした部分は次のとおりである。

	不開示とした部分	該当公文書
①	措置入院となった対象者の住所、氏名、性別、生年月日、診断名、保護の事由、発見の場所、調査時の状況等、職業、生活歴、入院歴、問題行動・状態像、診察時の特記事項、聴取内容、入院以降の経過	別表の文書2～文書6
②	陳述者の氏名、続柄、連絡先	別表の文書2～文書5
③	診察に立ち会った者（親権者、配偶者等）の氏名、続柄	別表の文書2～文書5
④	保護者の氏名、続柄、生年月日、住所	別表の文書3・文書6
⑤	指定医の債権者番号、郵便番号、住所、指定医証番号、交付年月日	別表の文書7・文書8
⑥	報道機関の記者名	別表の文書9
⑦	文書番号、日時	別表の文書2～文書7
⑧	診察医の氏名、診察場所、入院先医療機関、取扱い保健所	別表の文書2～

名、引渡先、主治医氏名	文書 8
-------------	------

イ ①～⑥は、直接的に特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2号にいう「特定の個人を識別することができるもの」であり、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断したものである。

ウ ⑦と⑧は、直接的に対象患者が識別される情報ではないものの、当該案件が過去5年において千葉市が実施し当該医療機関へ措置入院となった唯一の事案であり極めて限定的な事案であること、その診察場所及び入院先医療機関が所在する地域では措置入院を受け入れる医療機関が限られていること、その地域性等の特別の理由により、公にすることにより入院先医療機関が判明し、対象患者が特定されるおそれがあることから、条例第7条第2号にいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」であり、また、当該事案の経緯を少しでも知っていた者にとっては文書番号や日時から類推して、当該患者が実は精神疾患を持っていたことや措置入院、隔離措置をされたこと等が知られるおそれがあること、対象情報は当該患者の心身の状況・病歴等であり、患者個人の人格と密接に関連する内容が記録されていることから、同号ただし書に規定する「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」や「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれにも該当しないと判断したものである。

エ 異議申立人は、指定医が特別職の公務員であること、厚生労働省のプレスリリースや新聞報道を挙げて、当該指定医の氏名が条例第7条第2号ただし書アに該当するとしている。

しかし、厚生労働省のプレスリリースなどでは、指定取消となった医師名は公表しているが、具体的な職務として何を行ったかまでは公表していない。また、医師が指定医の地位にあることについて公にすることは当然に予定されているものではない。公務員として職務を行うのは、精神保健福祉法第19条の4第2項に基づく場合のみであって、指定医証についても立入検査等その職務を行う際、関係者からの請求があった時に提示しなければならないこととされており、関係者以外について提示を必要としておらず、指定医であることをもって、直ちに一般に公にすることを予定しているとはいえない。

さらに、指定医は異議申立人の主張のとおり措置診察を行う上で特別職の公務員の地位を有することとなるが、その地位を有するとしても、患者個人を識別できる情報までも、当然に開示しなければならないということにはならない。

通常、緊急措置入院の場合、措置診察をした医師の勤務先医療機関に入院す

るため、医師名の開示が入院先医療機関の開示とほぼ同一の意味を持つ。したがって医師名を開示することにより、当該患者の入院先医療機関が判明することになるため開示することはできない。

オ 異議申立人は、条例第7条第2号ただし書イに該当する理由として、「世に激震が走った聖マリアンナ医科大学の不正取得事件は、いわゆる精神障害者や知的障害者に限らず、我が国で生活する人間全体の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である」ことを挙げている。

本案件については、緊急措置診察を実施し、要緊急措置入院の判定を行った個別案件に過ぎず、患者個人の情報までも公にすることが必要であるとは認められない。

カ 異議申立人は、指定医は特別職の公務員であり、その職務遂行の内容に係る情報は、氏名とともに条例第7条第2号ただし書ウに該当するとしている。

しかし、指定医の氏名及びその職務内容が公務員の職務遂行に関する情報に該当するとしても、上記エのとおり開示することはできない。

## (2) 条例第7条第6号該当性について

ア 部分開示決定において、別表の文書7に記録される指定医の氏名は、条例第7条第6号に該当するものとして、不開示とした。理由は以下のとおりである。

イ 措置入院の手続は24時間体制で行っており、精神疾患の急激な発症や精神症状の急変などにより自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあるため、緊急かつ迅速な専門的・医学的判断に基づく手続の執行が求められる。また、指定医は、所属医療機関での業務が多忙であるなかで、措置診察を引き受けてもらっているものの、そもそも診察を引き受けることが可能な指定医が少なく、措置診察の実施に苦慮している現状があることを考慮すると、指定医の氏名は、公にすることにより、精神疾患を有する患者や措置診察を受けた者から関係者が不当な問い合わせや圧力、干渉等が発生するおそれがあること、また、不当な問い合わせや圧力、干渉等を懸念して、指定医となるべき者が、今後の措置診察依頼の受入れをためらったり、また、措置診察を行った場合においても、診察の公正な判断に支障が出るおそれがあることから条例第7条第6号にいう「本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であると判断したものである。

## 3 異議申立書記載の主張について

(1) 対象公文書の特定について

開示請求書には、「不正請求に関する一切」という記載があるが、当該医師を含めて指定医に関する全ての報酬関係資料は請求の対象として特定しており、そもそも、指定を取り消された医師は、事案当時、指定医の資格を保持しており、診察の妥当性についても検証済みであることから、不正請求にも該当しない。また、本市では、精神保健福祉法第19条の2第4項による通知は行っていないため、「内部告発」に該当する公文書も存在しない。

なお、異議申立人に対して、業務の流れ等をもとに、これ以上の公文書は本市には存在しない旨を説明し、どのような公文書が特定から漏れていると考えているのかなど、開示請求の趣旨の聞き取りを改めて実施したが、異議申立人から、具体的な文書名等の回答はなかった。

(2) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）該当性について

異議申立人は、「条例第9条に基づく公益上の理由による裁量的開示を行うべきである」と主張しており、その理由として、指定医は、精神保健福祉法の規定による公務員であり、強大な法的権限をもっていることを挙げている。

条例第9条の「公益上特に必要があると認められるとき」とは、条例第7条第2号ただし書イの規定又は同条第3号ただし書の規定による人の生命、健康、生活又は財産の保護という個人的な法益保護のための開示義務に比べ、より広い、社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性がある場合のことを想定している。

本案件については、緊急措置診察を実施し、要緊急措置入院の判定を行った個別案件に過ぎず、その個別案件を開示すべき上記必要性があるとはいえるものではないことから、患者個人の情報までも公にすることが必要であるとは認められない。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

### 1 異議申立ての有効性について

上記第2で述べたとおり、異議申立人は、実施機関が平成27年5月28日付け千葉県指令保精第10号により通知した全部開示決定に対し同年6月22日付け異議申立書による異議申立て（以下「第1異議申立て」という。）を、同年5月2

8日付け千葉県指令保精第10号の2を同日に送付することにより通知した部分開示決定（以下「第1部分開示決定」という。）に対し同年6月24日付け異議申立書による異議申立て（以下「第2異議申立て」という。）を、それぞれ行っている。

その後、本審査会への諮問がなされるまでの間に、実施機関は異議申立人との協議を踏まえて、第1部分開示決定における対象公文書を追加した上で、改めて同年5月28日付け千葉県指令保精第10号の2を異議申立人に送付することにより、新たに部分開示決定（以下「第2部分開示決定」という。）を行っている。

この第2部分開示決定により、第1部分開示決定は実施機関が職権で取り消したものと認められ、これにより消滅した第1部分開示決定の取消しを求める第2異議申立ての利益は消滅したものとわざるを得ない。

一方、本件全部開示決定については、第2部分開示決定によりその効力に影響があるものではなく、第1異議申立ての効力にも影響はない。

## 2 本件全部開示決定に係る公文書について

本件全部開示決定に係る公文書は、別表の文書1であり、平成27年4月30日付けで実施機関が「精神保健指定医の指定の取消処分を受けた医師による措置診察等の実施状況について」報道発表した資料に係る文書である。

## 3 公文書の特定について

異議申立人は、第1異議申立てにおいて、実施機関の情報の検索が不十分であり、又は対象情報が情報公開の対象外であると判断することが違法であるとし、対象文書をさらに特定し、全部開示決定すべきであると主張しているため、この点について検討する。

### (1) 千葉県と聖マリアンナ医科大学とでやり取りした自主返納や報酬の取扱いに関する公文書について

異議申立人は、指定医が不正に受け取った診療報酬の自主返納に関する新聞報道をもとに、千葉県と聖マリアンナ医科大学との間でやり取りをした文書が存在する可能性があるとして主張する。

しかし、実施機関の説明によると、措置診察の報酬については千葉県と指定医との間でやり取りを行うもので、そもそも措置患者が聖マリアンナ医科大学を受診した事例はなく、診療報酬の自主返納に関して、千葉県と聖マリアンナ医科大学がやり取りをしたことはないとのことであり、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

(2) 聖マリアンナ医科大学の元指定医の勤務先等職歴に関する公文書について

異議申立人は、他の自治体と比較して、聖マリアンナ医科大学の元指定医の勤務先等職歴に関する公文書が特定されていないと主張するが、他の自治体で文書が特定されたことのみをもって、千葉市においても対象文書が存在すると認めることはできない。

一方、実施機関の説明によると、措置診察を行う上では、指定医であることをもって診察命令を出しているのであり、指定医の職歴を使用することはなく、把握する必要性もないし、本件指定医は千葉市に登録された指定医でもないため、指定申請の関係書類も千葉市で保有していないとのことであり、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

(3) 保健所及びこころの健康センターにおける対象文書の存在について

ア 異議申立人は、精神保健福祉法による手続から千葉市のいずれかの保健所に本件開示請求の内容を満たす公文書が存在すること、千葉市精神医療審査会の事務局である千葉市こころの健康センターも本件対象文書を保有していると考えられることを主張するので、この点について検討する。

イ まず、保健所における対象文書の存在について検討すると、本件措置入院等に係る精神保健福祉法による手続においては、警察官からの通報は最寄りの保健所長を経て都道府県知事又は政令指定都市の市長に対して行うものとされる（精神保健福祉法第23条）など、確かに、異議申立人が主張するとおり、千葉市保健所が当該手続に関与しているものと認められる。しかし、千葉市事務分掌規則（平成4年千葉市規則第2号）では、「精神障害者の入院及び移送に関すること」は、保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課の所掌事務とされており、実施機関の説明によると、当該業務に携わる精神保健福祉課の職員は保健所の職員としての兼務発令を受け、精神保健福祉課において保健所の所掌事務を行っているとのことである。

したがって、異議申立人が主張するような保健所が関与する手続は精神保健福祉課において行われており、これに関連する公文書は、全て精神保健福祉課において保有しているものと考えられる。

ウ 次に、こころの健康センターにおける対象文書の存在について検討すると、精神医療審査会における審査対象は、措置入院者の定期病状報告及び医療保護入院届並びに退院等の請求であるところ（精神保健福祉法第38条の3及び第38条の5）、最初の定期病状報告は措置入院後3か月が経過した際に提出されるもので（精神保健福祉法第38条の2第1項及び精神保健及び精神障害者

福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第19条第3項)、本件患者は当該期間経過前に退院していることが認められる。また、本件患者等が退院等の請求をしている事実もない。

以上の指定医に係る業務の流れから考えると、存在する文書を全て特定しているとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 附帯意見

第2異議申立てが却下されるべきものであることについては以上で述べたとおりであるが、異議申立人は第2部分開示決定を前提とした審理を求め、意見書の提出や口頭意見陳述を行っていること、実施機関も第2部分開示決定を前提として本審査会に諮問及び理由説明書の提出を行っていることを踏まえ、「附帯意見」として、以下のとおり第2部分開示決定における実施機関の判断について意見を述べることとする。実施機関においては、この意見を踏まえ速やかに開示決定を行うなど適切な措置を講ずることを期待する。

### 1 第2部分開示決定に係る公文書について

第2部分開示決定に係る公文書は、別表に掲げる各文書(文書1を除く。)であり、その概要は、以下のとおりである。

- (1) 文書2ないし文書5は、精神保健福祉法の規定による通報の受理、緊急措置入院及び措置入院のための診察命令、当該診察結果の千葉市保健所から千葉市長への報告、緊急措置入院及び措置入院の決定といった一連の手續において、実施機関が作成し、又は取得した文書である。
- (2) 文書6は、精神保健福祉法第29条の5の規定により、本件患者の入院先医療機関が保健所を経由し、千葉市長に届出を行う手續に関し、実施機関が作成し、又は取得した文書である。
- (3) 文書7は、実施機関が、特定月に診察を行った指定医に対して報償費を支給する手續において作成した文書であり、本件において指定取消処分を受けた指定医

が対象に含まれているものである。

- (4) 文書8は、平成27年4月28日付けで聖マリアンナ医科大学から、同月15日付けで厚生労働省が報道発表した件について、実施機関に対して調査の依頼があり、これに回答するに当たって実施機関が作成し、又は取得した文書である。
- (5) 文書9は、当該報道発表後、報道機関から実施機関に対して取材があった際に、実施機関が作成した取材報告に係る文書である。

## 2 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

### (1) 実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報

実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報については、以下のようにまとめることができる。

- ① 措置入院となった対象者の住所、氏名、性別、生年月日、診断名、保護の事由、発見の場所、調査時の状況等、職業、生活歴、入院歴、問題行動・状態像、診察時の特記事項、聴取内容、入院以降の経過
- ② 陳述者の氏名、続柄、連絡先
- ③ 診察に立ち会った者（親権者、配偶者等）の氏名、続柄
- ④ 保護者の氏名、続柄、生年月日、住所
- ⑤ 指定医の債権者番号、郵便番号、住所、指定医証番号、交付年月日
- ⑥ 報道機関の記者名
- ⑦ 文書番号、日時
- ⑧ 診察医の氏名、診察場所、病院名、病院住所、入院先医療機関、取扱い保健所名、引渡先、主治医氏名

### (2) 本号の趣旨及び解釈

本号本文は、プライバシーを最大限に保護するため、明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合に限らず、特定の個人を識別することができるものは一切不開示とすることを原則としている。

その一方で、本号ただし書は、個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないものや公益上公にする必要の認められるものについては、例外的に開示することとしたものである。

### (3) ①から⑧までに掲げる情報の本号該当性について

上記①から⑧までに掲げる情報の本号該当性について、以下順に検討する。

ア ①に掲げる情報について

まず、対象者の住所、氏名、性別及び生年月日は、特定の個人を識別することができる情報である。異議申立人は、対象者の住所は市町村名まで開示すべきであると主張する。しかし、基本的に住所は市町村名から区名、地番など全てを一体として取り扱うべきものであるところ、明らかに在住する市区町村が判明する場合は例外的に住所の一部を開示することがありうるものの、本件においては、当該例外には該当しない。また、異議申立人は千葉市長が措置権者であることをもって対象者が千葉市民であることを主権者に説明する責任があると主張するが、千葉市長が措置権者であることをもって、対象者が千葉市民であるか否かを公にする必要があると直ちにいえるものではない。

対象者に対する診察の診断名について、異議申立人は、対象者の氏名と住所等を不開示とすれば、個人を特定できないと主張する。しかし、診断名などの医療情報は特にプライバシー性の高いものであり、①に掲げるその他の情報も含め、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

したがって、①に掲げる情報は、条例第7条第2号本文に該当し、かつ、本号ただし書のいずれにも該当しないため、これを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ ②から④までに掲げる情報について

異議申立人は、氏名と連絡先等を不開示とすれば個人を特定できないと主張する。しかし、②から④までに掲げる情報は、上記アで述べた個人識別性が認められる情報と公文書としては一体をなす情報で、いずれも特定の個人を識別することができるものであり、個々の情報単体としても特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。また、措置の決定に当たっては、陳述者や診察に立ち会った者の証言等が重要であるため、誰が証言したかについては、慎重に取り扱う必要があり、患者本人や関係者など当該事案を少しでも知っていた者にとっては、続柄を開示することにより、証言した者が特定されるおそれがあるといえる。

したがって、②から④までに掲げる情報は、条例第7条第2号本文に該当し、かつ、本号ただし書のいずれにも該当しないため、これを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ ⑤及び⑥に掲げる情報について

いずれも特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。

次に、⑤に掲げる情報の本号ただし書の該当性について検討すると、異議申立人は、これらの情報は特別公務員の職務遂行の内容で、強制的精神医療の内容に係るものであり、説明責任の観点から本号ただし書全てに該当すると主張する。しかし、⑤に掲げる情報は、公務員ではなく一私人としての個人を直接的に識別できる情報であり、公にされ、又は公にすることが予定されている情報でもなければ、人の生命等を保護するために公にすることが必要であると認められる情報でもない。したがって、⑤に掲げる情報は、本号ただし書のいずれにも該当すると認めることはできない。

次に、⑥に掲げる情報の本号ただし書の該当性について検討すると、異議申立人は、一般に報道記事には記者が記名することになっていること、NHKは公共団体であり、情報公開規程によって、当該情報を開示する旨が規定されていることを理由に、本号ただし書アに該当すると主張する。しかし、全ての新聞記事において記者が記名しているわけではなく、また、本件取材報告書は、報道機関の従業員としての記者を名乗る者との取材対応記録に過ぎず、NHKが特殊法人であることや情報公開規程があることをもって、慣行として記者名を公にし、又は公にすることが予定されているものとはいえない。したがって、⑥に掲げる情報が本号ただし書アに該当すると認めることはできない。

以上から、⑤及び⑥に掲げる情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ ⑦に掲げる情報について

まず、文書番号は、当該年度に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書に、順に割り振られている番号に過ぎず、これをもって、実施機関が主張するような本件患者の特定がなされるおそれはない。したがって、文書番号は、年度を表す部分を除いては、条例第7条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

次に、異議申立人は、各文書の日付は個人に関する情報でないと主張する。しかし、各文書の日付は、本件患者が措置入院していた時期を示すものとなり、上記アで述べた個人識別性が認められる情報と公文書としては一体をなす情報で、情報単体としては特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。したがって、

各文書の日付及び文書番号のうち年度を表す部分は条例第7条第2号本文に該当し、かつ、本号ただし書のいずれにも該当しないため、これを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ ⑧に掲げる情報について

実施機関は、当該案件が極めて限定的な事案であること、その診察場所及び入院先医療機関が所在する地域では措置入院を受け入れる医療機関が限られていること、その地域性等の特別の理由から公にすることにより入院先医療機関が判明し、対象患者が特定されるおそれがあることから、⑧に掲げる情報を公にした場合、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであると主張する。

しかし、実施機関の主張を前提とし、本件患者の入院先が判明したとしても、一般人は、医療機関の名称自体から入院患者を特定することはできないし、医療機関が患者の情報を第三者に教えることは通常考えられない。また、実施機関が主張する「当該案件を少しでも知る者」の具体的内容が明らかでないが、同室に入院していた患者や見舞いに来た人など、当該患者を知ることができた特別な立場の人においても、過去の事案について当該患者が識別されるとは考えづらい。さらに、すでに当該患者は退院しており、病院を訪ねても患者を特定することはできない。

したがって、実施機関が主張するような患者が特定されるおそれがあるとは認められない。

なお、⑧に掲げる情報は、本件措置入院等に係る診察を行った指定医の氏名及び取扱い保健所名に該当する情報を除き、指定医の公務員としての職務の遂行に係る情報で、当該職務の遂行の内容に係る部分にも該当する。

以上から、⑧に掲げる情報（指定医の氏名を除く。）は、条例第7条第2号を根拠として不開示とすることは妥当でない。⑧に掲げる情報のうち、指定医の氏名については、さらに同条第6号該当性について検討する必要がある、この点は3で後述するが、⑧に掲げるその他の情報は、開示すべきである。

カ その他異議申立人が本号ただし書に該当すると主張する点について

以上のほか、異議申立人は、不開示とした情報全般について、本号ただし書イ又はウに該当すると主張しているため、この点について検討する。

まず、本号ただし書イの該当性について、異議申立人は、指定医の不正取得事件は、我が国で生活する人間全体の生命等を保護するために、公にすることが必要であると主張する。しかし、本案件については、緊急措置診察を実施し、

要緊急措置入院の判定を行った個別案件に過ぎず、患者個人の情報までも公にすることが必要であるとは認められない。

また、本号ただし書ウの該当性について、異議申立人は、指定医は公務員であり、職務遂行の内容に係る情報は、氏名とともに開示すべき旨を主張する。しかし、以上の記載において開示すべきとした情報を別として、その他の情報全般について、公務員の職務遂行の内容に係る情報であるとして開示すべきものであると認めることはできない。

### 3 条例第7条第6号（事務事業執行情報）該当性について

#### （1）実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報

実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報は、別表の文書7に記載される指定医の氏名である。

#### （2）本号の趣旨及び解釈

本号は、本市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業であって、公にすることにより、市等が行う事務又は事業の公正又は円滑な遂行の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書を不開示とすることを定めている。

本号にいう「当該事務又は事業の遂行」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業の遂行も含まれ、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が見過ごすことのできない程度のものをいう。そして、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、事務又は事業の適正な遂行への支障が生ずることについて一定の蓋然性が認められなければならない。

#### （3）指定医の氏名の本号該当性について

ア 実施機関の説明によると、指定医の氏名が公にされることにより、精神疾患を有する患者や措置診察を受けた者から関係者が不当な問い合わせや圧力、干渉等を受けるおそれがあり、実際に、指定医の自宅の近所に居住する者が措置診察の対象で、措置入院決定後に当該対象者から嫌がらせを受けることをおそれ、指定医が措置診察の受入れをためらったという事例や、過去に措置入院の対象となった者が保健所に数回訪れるなどし、「入院させたことについて謝罪させたい」などと申立てをした事例、患者が診察医に殴りかかり、実際に診察医が殴られた事例もあるとのことである。

種々の議論があるものの、精神保健福祉法の措置入院に係る規定に基づく指定医の診察においては、通常の医師と患者の診療契約関係とは異なり、指定医が診療内容などを被診察者やその家族に対して知らせるべき義務を負う立場にあるとは、必ずしも認められるものではない。そのような関係において、情報開示により、ある特定の個人がある特定の指定医により精神障害者と診断された結果に接した場合、誰しものがこれを従順かつ平穏に受容するという事態は容易に想定し難いのであり、場合によっては、当該情報が虚偽であることを明らかにしたいと考え、様々な行動に出ることが予想されないとはいえず、それらの行動が必ずしも平穏な態様でなされる保証もないといわざるをえない。

この点を踏まえると、実施機関の主張のとおり、指定医の氏名を公にすることにより、患者等から関係者が不当な圧力等を受けることをおそれ、指定医が措置診察等の受入れや公正な診察をためらうおそれがあるといえる。

イ 次に、指定医は、精神保健福祉法第19条の4第3項で、その勤務する医療施設の業務に支障がある場合その他やむを得ない理由がある場合を除き、都道府県知事又は政令指定都市の市長から措置診察等の求めがあった場合は、これに応じることが義務付けられているものの、実施機関の説明によると、現実的に診察を引き受けることが可能な指定医が少なく、これらの指定医も診察や入院患者の対応などに追われるような状況にあり、これまでも2名の措置診察を行う指定医を確保するために、指定医30名程度に連絡を行い、数時間を要したという事例もあるとのことである。

この実施機関の説明を踏まえると、千葉市における指定医の数が十分であるとは認めがたい。

なお、異議申立人は、千葉市は十分な数の指定医を確保する千葉県と比較しても、人口に対する指定医数の割合が約2.42倍であり、千葉市が措置診察の実施に苦慮しているという現状はないことを主張するが、異議申立人が挙げる事実のみをもって、千葉市における指定医の数が十分であると直ちにいえるものではない。

ウ 精神保健福祉法の規定による措置入院等の指定医の診察が必要となる手続においては、精神障害者の基本的人権に配慮すべき一方で、精神疾患の急激な発症や精神症状の急変などにより、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあるため、緊急、迅速、公正な専門的、医学的判断に基づく措置診察の実施が求められるものであり、特に緊急措置入院においては迅速な対応の要請が強い。

そのような状況にあつて、指定医の氏名を公にした場合、上記ア及びイで述べたとおり、千葉市における指定医の数が十分とはいえない中で、さらに指定

医が措置診察等の受入れをためらい、指定医の確保に時間がかかってしまうおそれがある。また、指定医が公正な診察を行うことをためらうおそれもあるといえる。その結果、適正な措置入院等の手続の遂行に支障が生ずることにより一定の蓋然性が認められるといえ、患者本人や他人の生命、身体等を保護することを目的とする措置入院等の性質上、その支障は見過ごすことのできないものであるといえる。

したがって、指定医の氏名は条例第7条第6号に該当し、これを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、実施機関から主張はなかったが、別表の文書2ないし文書6及び文書8には、本件措置診察等を行った指定医の氏名が記載されており、これが条例第7条第6号に該当することも同様である。

#### 4 条例第9条による裁量的開示について

裁量的開示を行うに当たっては、条例第7条第2号から第6号までに該当する不開示情報を開示することにより保護される利益に優越する公益上の理由があると認められなければならない。

異議申立人は、聖マリアンナ医科大学の指定医の取消事件が与えた影響は甚大であり、その指定医が関わった記録等を開示する公益性は極めて大きいとして、条例第9条に基づく公益上の理由による開示を求めている。

そこで検討すると、本件事件の報道の状況等に鑑みると、その原因等を究明するための調査・検証の重要性はいうまでもないが、上記第4で記述した実施機関の判断の過程や判断要素の選択は、重要な事実の基礎を欠いたり、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたりするものではなく、また、上記2（3）において判断したとおり、不開示部分には、個人の病歴や身体特性など、仮に個人が識別された場合に個人の権利利益の侵害が甚大であると認められる情報等が記載されていることからすると、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないとして、条例第9条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

#### 5 異議申立人のその余の主張について

異議申立人のその余の主張については、本件開示決定の妥当性の判断に直接関係するものでなく、また、以上の本審査会の判断に影響を及ぼすものではないので、言及しない。

別表

対象文書名		不開示とした部分	該当条文
1 「広報連絡書」一式		なし	—
2 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づく申請・通報等の結果処理について」決裁文書一式	(1) 起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付、承認日、文書番号</li> <li>・通報等受理日</li> <li>・精神障害者の住所、氏名、性別、生年月日、年齢</li> <li>・診察医の氏名、診察日時、診察場所</li> </ul>	条例第7条第2号
	(2) 指定医による診察命令書(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診察医の氏名</li> <li>・文書の日付</li> <li>・精神障害者の住所、氏名、性別、生年月日、年齢</li> <li>・診察の日時、場所</li> </ul>	条例第7条第2号
	(3) 精神障害者等の保護通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付</li> <li>・被保護者の住所、氏名、生年月日、年齢、保護の事由、発見の場所</li> <li>・保護、引渡しの日時、引渡先</li> <li>・文書番号</li> </ul>	条例第7条第2号
	(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく事前調査書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付</li> <li>・精神障害者の住所、氏名、性別、生年月日、年齢、職業、電話番号</li> <li>・調査年月日、時刻</li> <li>・調査時の状況等</li> </ul>	条例第7条第2号
	(5) 追加調査書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被診察者の氏名、性別、生年月日</li> <li>・陳述者の氏名、続柄、連絡先</li> <li>・聴取内容</li> </ul>	条例第7条第2号

3 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第27条による指定医の診察の結果について」決裁文書一式	(1) 起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付、承認日、文書番号</li> <li>・通報等受理日</li> <li>・精神障害者の住所、氏名、性別、生年月日、年齢</li> <li>・診察医の氏名、診察日時、診察場所、診断名</li> <li>・入院先医療機関</li> </ul>	条例第7条第2号
	(2) 精神保健福祉法の規定による精神障害者の申請・通報等の結果について（報告）（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付</li> <li>・精神障害者の氏名</li> <li>・診察医の氏名、診察日、診察場所</li> <li>・入院先医療機関、入院日</li> </ul>	条例第7条第2号
	(3) 措置入院に関する診断書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の住所、氏名、性別、生年月日、年齢、職業、病名、生活歴、入院歴、問題行動・状態像、診察時の特記事項</li> <li>・陳述者の氏名及び続柄（保健所職員以外）</li> <li>・文書の日付、指定医氏名、診察場所、診察日時</li> <li>・診察に立ち会った者（親権者、配偶者等）の氏名、続柄</li> <li>・行政庁の措置</li> </ul>	条例第7条第2号
	(4) 精神障害者の診察結果について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付</li> <li>・精神障害者の氏名</li> <li>・診察年月日、入院措置病院、命令年月日、文書番号</li> </ul>	条例第7条第2号
	(5) 措置入院者の症状消退届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付</li> <li>・措置入院者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、</li> </ul>	条例第7条第2号

		病名、経過 ・保護者の氏名、続柄、生年月日、年齢、住所 ・措置年月日 ・症状消退を認めた指定医氏名 ・病院名、病院住所等、主治医氏名 ・収受保健所名	
4 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定による緊急措置入院の決定について」 決裁文書一式	(1) 起案文	・文書の日付、承認日、文書番号 ・通報等受理日 ・対象者の住所、氏名、生年月日、診断名 ・診察医の氏名、診察日時、診察場所 ・入院命令日、入院先医療機関	条例第7条第2号
	(2) 保健所から障害者自立支援課への報告メール	・メールの日付、印刷日 ・対象者の住所、氏名、性別、生年月日、年齢、診断名 ・診察場所、診察日時、診察医師名、告知時間 ・文書番号	条例第7条第2号
	(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく事前調査書	・文書の日付 ・精神障害者の住所、氏名、性別、生年月日、年齢、職業、電話番号 ・調査年月日、時刻 ・調査時の状況等	条例第7条第2号
	(4) 措置入院決定のお知らせ(案)	・措置入院者氏名 ・文書番号、文書の日付	条例第7条第2号
	(5) 診察結果通知書(案)	・精神障害者の氏名 ・文書番号、文書の日付	条例第7条第2号

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定医氏名</li> <li>・入院命令年月日、入院先病院</li> </ul>	
	(6) 措置入院決定通知書(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の氏名、生年月日、住所</li> <li>・文書番号、文書の日付</li> <li>・病院名</li> <li>・措置番号</li> <li>・緊急措置入院年月日</li> </ul>	条例第7条第2号
	(7) 精神障害者の診察結果について(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付</li> <li>・精神障害者の氏名</li> <li>・診察年月日</li> <li>・入院措置病院</li> <li>・命令年月日</li> <li>・措置番号</li> </ul>	条例第7条第2号
	(8) 精神保健福祉法の規定による精神障害者の申請・通報等の結果について(報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付</li> <li>・精神障害者の氏名</li> <li>・診察医の氏名、診察日、診察場所、入院先医療機関</li> <li>・文書番号</li> </ul>	条例第7条第2号
	(9) 精神障害者等の保護通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付</li> <li>・被保護者の住所、氏名、生年月日、年齢、保護の事由、発見の場所</li> <li>・保護、引渡しの日時、引渡先</li> <li>・文書番号</li> </ul>	条例第7条第2号
	(10) 措置入院に関する診断書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の住所、氏名、性別、生年月日、年齢、職業、病名、生活歴、入院歴、問題行動・状態像、診察時の特記事項</li> <li>・陳述者の氏名及び続柄(保健所職員以外)</li> </ul>	条例第7条第2号

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付、指定医氏名、診察場所、診察日時</li> <li>・診察に立ち会った者（親権者、配偶者等）の氏名</li> <li>・行政庁の措置</li> </ul>	
5 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による措置入院の決定について」 決裁文書一式	(1) 起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付、承認日、文書番号</li> <li>・通報等受理日</li> <li>・対象者の住所、氏名、生年月日、診断名</li> <li>・診察医の氏名、診察日時、診察場所</li> <li>・入院命令日、入院先医療機関</li> </ul>	条例第7条第2号
	(2) 保健所から障害者自立支援課への報告メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールの日付、印刷日</li> <li>・対象者の住所、氏名、性別、生年月日、年齢、診断名</li> <li>・診察場所、診察日時、診察医師名、告知時間</li> <li>・文書番号</li> </ul>	条例第7条第2号
	(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく事前調査書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付</li> <li>・精神障害者の住所、氏名、性別、生年月日、年齢、職業、電話番号</li> <li>・調査年月日、時刻</li> <li>・調査時の状況等</li> </ul>	条例第7条第2号
	(4) 措置入院決定のお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置入院者氏名</li> <li>・文書番号、文書の日付</li> </ul>	条例第7条第2号
	(5) 診察結果通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の氏名</li> <li>・文書番号、文書の日付</li> <li>・指定医氏名</li> <li>・入院命令年月日、入院先病院</li> </ul>	条例第7条第2号
	(6) 措置入院決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の氏名、生年</li> </ul>	条例第7条

	通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>月日、住所</li> <li>・文書番号、文書の日付</li> <li>・病院名</li> <li>・措置番号</li> <li>・措置入院年月日</li> </ul>	第2号
	(7) 精神障害者の診察結果について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付</li> <li>・精神障害者の氏名</li> <li>・診察年月日</li> <li>・入院措置病院</li> <li>・命令年月日</li> <li>・措置番号</li> </ul>	条例第7条第2号
	(8) 精神保健福祉法の規定による精神障害者の申請・通報等の結果について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付</li> <li>・精神障害者の氏名</li> <li>・診察医の氏名、診察日、診察場所、入院先医療機関</li> <li>・文書番号</li> </ul>	条例第7条第2号
	(9) 精神障害者等の保護通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の日付</li> <li>・被保護者の住所、氏名、生年月日、年齢、保護の事由、発見の場所</li> <li>・保護、引渡しの日時、引渡先</li> <li>・文書番号</li> </ul>	条例第7条第2号
	(10) 措置入院に関する診断書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の住所、氏名、性別、生年月日、年齢、職業、病名、生活歴、入院歴、問題行動・状態像、診察時の特記事項</li> <li>・陳述者の氏名及び続柄（保健所職員以外）</li> <li>・文書の日付、指定医氏名、診察場所、診察日時</li> <li>・診察に立ち会った者（親権者、配偶者等）の氏名、</li> </ul>	条例第7条第2号

		<p>続柄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政庁の措置</li> </ul>	
6 「措置入院者の症状消退届について(管内分)」決裁文書一式	(1) 起案文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書の日付、文書番号</li> <li>・ 精神障害者の住所、氏名、性別、生年月日、年齢</li> <li>・ 病院名、取扱い保健所名</li> <li>・ 措置入院日、症状消退日</li> </ul>	条例第7条第2号
	(2) 措置入院者の症状消退届について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書番号、文書の日付</li> <li>・ 病院名、取扱い保健所名</li> </ul>	条例第7条第2号
	(3) 措置入院者の症状消退届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書の日付</li> <li>・ 措置入院者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、病名、経過</li> <li>・ 保護者の氏名、続柄、生年月日、年齢、住所</li> <li>・ 措置年月日</li> <li>・ 症状消退を認めた指定医氏名</li> <li>・ 病院名、病院住所等、主治医氏名</li> <li>・ 収受保健所名</li> </ul>	条例第7条第2号
7 「支出負担行為伺書」決裁文書一式		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書の日付、年度</li> <li>・ 報償費支払対象年月、診察日、支払年月、支払予定日</li> <li>・ 番号のうち年度を表す部分</li> <li>・ 今回対象案件に係る指定医氏名</li> <li>・ 指定医の債権者番号、郵便番号、住所</li> </ul>	条例第7条第2号
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定医氏名</li> </ul>	条例第7条第6号

8 「精神保健 指定医取消 処分に係る 調査につい て(回答)」 決裁文書一 式	(1) 起案文	なし	—
	(2) 聖マリアンナ 医科大学宛て回 答書	・医師氏名	条例第7条 第2号
	(3) 聖マリアンナ 医科大学からの 照会文	・指定医証番号、交付年月 日	条例第7条 第2号
9 「取材報告 書について」 決裁文書一 式	(1) 起案文	なし	—
	(2) 取材報告書	・記者名	条例第7条 第2号

<参考>

### 答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成27年9月8日	諮問書の受理
平成27年10月14日	実施機関から理由説明書を受理
平成27年11月2日	異議申立人から意見書を受理
平成27年12月22日	審議（第132回審査会）
平成28年1月19日	実施機関から決定理由等の説明を聴取（第133回審査会）
平成28年2月24日	異議申立人から意見を聴取（第134回審査会）
平成28年2月28日	異議申立人から意見書を受理
平成28年3月16日	審議（第135回審査会）
平成28年4月26日	審議（第136回審査会）
平成28年5月24日	審議（第137回審査会）
平成28年7月21日	審議（第138回審査会）
平成28年9月1日	審議（第139回審査会）